

番号	件名	主管部課
1	令和5年度総合計画主要事業の選定について	[総合政策部] 政策審議室
2	各分野における基本計画等の策定について	[総合政策部] 政策審議室
3	「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」の策定について	[総合政策部] 交通政策課
4	東京圏通勤・通学費補助制度の創設について	[総合政策部] 人口対策・ 移住定住推進室
5	エコパーク板戸の遮水シートの損傷に係る対策検討委員会の設置について	[環境部] 廃棄物政策課

※ 上記件名を左クリックしていただくと、該当ページに遷移できます。
(後日、公表資料を市HPにおいて掲載)

番号	件名	主管部課
6	「道路空間における賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等の道路占用ガイドライン」について	[建設部] 道路管理課
7	宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の愛称の投票について	[経済部] 観光交流課 大谷振興室

令和5年度 総合計画主要事業の選定について

総合政策部 政策審議室

スーパースマートシティの実現に向けて今年度取り組む主要事業を選定！

総合計画に掲げた、本市が目指すまちの姿である「スーパースマートシティ」の実現に向けて、少子化対策をはじめとした人口減少対策やJR宇都宮駅東側のLRT開業など、本年度に全庁的に推進していく主要事業として、20事業を選定しました。
 これらの事業について、全庁一丸となって推進してまいります。



子育てしやすいまち
6年連続 待機児童ゼロ

東京圏における
プロモーション



令和5年度総合計画主要事業の選定について

1 進行管理の趣旨

総合計画に掲げた施策・事業を着実に推進するため、令和5年度に計画している施策事業のうち、特に重要な事業等で全庁的に推進していく必要のあるものについて、その執行状況及び推進上の課題等を的確に把握し、総合的・効率的な執行を確保する。

2 対象事業

選定事業数 20事業〈令和4年度は、21事業を選定〉

3 今後のスケジュール

令和5年	4月	選定事業の公表
	11月	進捗状況を報告
令和6年	2月	進捗状況を報告

令和5年度総合計画主要事業の選定について

No	●事業名 <所管課>
緊急的に対応が必要な事業	
1	●物価高騰対策 <政策審議室>
人づくり	
2	●少子化対策をはじめとした人口減少対策 <子ども政策課, 人口対策・移住定住推進室>
3	●女性活躍の推進 <男女共同参画課>
4	●生涯にわたるスポーツ活動の推進 <スポーツ振興課, 用地課>
デジタル	
5	●本市のDXの実現に向けた施策の推進 <デジタル政策課>
NCC	
6	●LRT沿線のまちづくり <NCC推進課, 河川課, 文化課, 建設用地室>
7	●都心部まちづくりの推進 <NCC推進課都心部まちづくり推進室, 市街地整備課, 市街地整備課再開発室, 交通政策課, LRT整備課>
8	●公共交通ネットワークの充実 <交通政策課, LRT整備課, LRT整備課協働広報室, LRT管理課>
9	●MOVE NEXT UTSUNOMIYA <交通政策課>
10	●道路ネットワークの整備 <道路建設課, 建設用地室>
11	●災害に強いまちづくり <河川課, 農業企画課, 下水道管理課, 工事受付センター, 危機管理課, 都市計画課>

令和5年度総合計画主要事業の選定について

No	●事業名	<所管課>
地域共生社会		
12	●重層的支援体制整備事業の推進	<保健福祉総務課>
13	●子どもを守り育てる支援の強化	<子ども政策課, 子ども支援課, 教育センター>
地域経済循環社会		
14	●新たな産業団地の整備推進	<産業政策課>
15	●国際的スポーツイベントの開催による地域経済の活性化	<都市魅力創造課>
16	●大谷周辺地域の振興	<観光交流課大谷振興室>
17	●MICEの推進による地域経済の活性化	<都市魅力創造課>
18	●中央卸売市場の賑わいエリアの整備推進	<中央卸売市場>
脱炭素社会		
19	●カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進	<環境創造課, 交通政策課>
20	●効率的・効果的なごみ処理体制の構築	<廃棄物施設課>

令和5年度総合計画主要事業の選定について

■ 緊急的に対応が必要な事業

No ●事業名 ◆主な取組 <所管課>

- | | |
|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ●物価高騰対策 ◆物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援 <政策審議室> |
|---|---|

■ 人づくり

No ●事業名 ◆主な取組 <所管課>

- | | |
|---|--|
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ●少子化対策をはじめとした人口減少対策 ◆少子化対策の着実な推進
 (「(仮称)子どもを守る都市宣言」の制定, 全国トップクラスの子育て環境のPR) ◆移住定住の促進 (東京圏在住・在勤者に向けた支援制度の拡充等による移住促進) <子ども政策課, 人口対策・移住定住推進室> |
|---|--|

令和5年度総合計画主要事業の選定について

■ 人づくり

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
3	●女性活躍の推進	◆G7を契機とした意識醸成（「男女共同参画推進フォーラム」の開催等） ◆女性デジタル人材の育成促進	<男女共同参画課>
4	●生涯にわたるスポーツ活動の推進	◆北西部地域体育施設の着実な整備（基本設計，円滑な用地取得）	<スポーツ振興課，用地課>

■ デジタル

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
5	●地域社会全体のデジタル化の推進	◆行政手続きや窓口サービス等のDX※1の推進 ◆デジタルデバйд対策※2の推進 ◆デジタル社会基盤の強化	※1 デジタルトランスフォーメーションの略称 デジタル技術の活用により，効率化だけではなく，これまでのサービスや仕事の仕方を変革し，新たな価値を創出，さらには，業務などの部分的な変化ではなく，社会の仕組みや組織文化までも変革すること。 ※2 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差のこと。
		（交通結節点等へのデジタルサイネージの設置，デジタルを活用したインフラメンテナンス）	
		<デジタル政策課>	

■ NCC①

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
6	●LRT沿線のまちづくり	◆LRT停留場周辺の更なる交流の促進（清原地区市民センター前・飛山城跡停留場周辺） ◆東部総合公園の着実な整備推進（円滑な用地取得，優先交渉権者の決定）	<NCC推進課，河川課，文化課，建設用地室>

令和5年度総合計画主要事業の選定について

■ NCC②

No

●事業名 ◆主な取組 <所管課>

7

●都心部まちづくりの推進

- ◆JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進（「JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画」の策定）
 - ◆官民連携による都心部まちづくりの強化（「（仮称）都心部まちづくりプラン」の策定）
 - ◆JR宇都宮駅西側のLRT整備の推進
 - ◆JR宇都宮駅西側のLRT導入に合わせたバス路線再編の検討
- <NCC推進課都心部まちづくり推進室, 市街地整備課, 市街地整備課再開発室, 交通政策課, LRT整備課>

令和5年度総合計画主要事業の選定について

■ NCC③

No

●事業名 ◆主な取組 <所管課>

8

- 公共交通ネットワークの充実
 - ◆JR宇都宮駅東側のLRT事業の推進（令和5年8月開業）
 - ◆駅東側のバス路線再編（新設・再編路線への円滑な移行）
 - ◆JR宇都宮駅西側のLRT整備の推進（再掲）
 - ◆JR宇都宮駅西側のLRT導入に合わせたバス路線再編の検討（再掲）
 - ◆地域内交通の導入地区の拡大
 <交通政策課, LRT整備課, LRT整備課協働広報室, LRT管理課>

9

- MOVE NEXT UTSUNOMIYA
 - ◆LRT開業と合わせた利用促進事業の展開
 （沿線の企業や住民へのモビリティマネジメントの実施）
 - ◆全市的な利用促進事業の展開
 （公共交通PR事業の実施, 乗継割引制度の拡大, 地域内交通の予約配車システムの導入地区の拡大）
 <交通政策課>

■ NCC④

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
10	●道路ネットワークの整備	◆（仮称）大谷スマートICの整備推進（地元の理解促進と円滑な用地取得）	<道路建設課, 建設用地室>

■ NCC⑤

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
11	●災害に強いまちづくり	◆総合的な治水・雨水対策の着実な推進（「流す」・「貯める」・「備える」取組の推進） ◆住宅地等の防災・減災対策の強化（大規模盛土対策の推進）	<河川課，農業企画課，下水道管理課，工事受付センター，危機管理課，都市計画課>

■ 地域共生社会

No	●事業名	◆主な取組	〈所管課〉
12	●重層的支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「共生型の相談窓口（愛称：エールU）」の円滑な運営 ◆着実な支援につなげる多機関協働の推進 ◆地域における支え合いに向けた「支え合い協議会」の設置 	〈保健福祉総務課〉
13	●子どもを守り育てる支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所の設置に向けた検討の実施 ◆「こども家庭センター」の円滑な運営（伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施等） ◆ヤングケアラー対策事業の実施（コーディネーターの配置による関係機関との連携強化等） ◆デジタル適応支援教室「U@りんくす」の円滑な運営 	〈子ども政策課， 子ども支援課， 教育センター〉

■ 地域経済循環社会

No	●事業名	◆主な取組	<所管課>
14	●新たな産業団地の整備推進	◆新産業団地の確保に向けた取組の推進（候補地の選定）	<産業政策課>
15	●国際的スポーツイベントの開催による地域経済の活性化	◆FIBA 3x3ワールドツアーうつのみやオープナー、第30回記念ジャパンカップサイクルロードレースの開催	<都市魅力創造課>
16	●大谷周辺地域の振興	◆大谷観光周遊拠点施設（令和5年11月開業）を活用した賑わい創出に向けた各種取組の推進（大谷観光周遊拠点施設の整備、交通環境の向上等）	<観光交流課大谷振興室>
17	●MICEの推進による地域経済の活性化	◆MICE誘致と受け入れ環境の充実	<都市魅力創造課>
18	●中央卸売市場の賑わいエリアの整備推進	◆整備事業者の募集・優先交渉権者の選定	<中央卸売市場>

■ 脱炭素社会

No	●事業名 ◆主な取組 <所管課>
19	<ul style="list-style-type: none"> ●カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆脱炭素先行地域の取組の推進（公共・民間施設の再生可能エネルギーの利用促進等） ◆公共交通脱炭素化の普及促進（路線バス，地域内交通，タクシーのEV化支援） <環境創造課，交通政策課>
20	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的・効果的なごみ処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ◆クリーンパーク茂原の再整備に向けた取組の推進（一般廃棄物処理施設基本構想の策定） <廃棄物施設課>

各分野における基本計画等の 策定について

総合政策部 政策審議室

令和5年度は11件の基本計画を策定します！

令和5年度は、「NCC」や「地域経済循環社会」の創出などに取り組むため、「宇都宮市立地適正化計画」の中間見直しや、「(仮称)宇都宮ブランド基本方針」など、11件の計画を策定します。

今後は、実効性の高い施策・事業を計画としてとりまとめ、着実に推進していくことにより、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スマートシティ」を実現してまいります。

計画名		計画に定める主な事項
持続可能なまちづくりの基盤となる「NCC」の形成		
1	第2次宇都宮都市交通戦略(中間見直し)	社会情勢の変化や本市の取組状況を踏まえた現行計画の評価、課題整理 など
2	宇都宮市立地適正化計画(中間見直し)	NCC形成に向けた居住及び都市機能誘導に関する事項 など
絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」		
3	(仮称)うつのみや多文化共生推進プラン (第4次国際化推進計画)	コミュニケーションの円滑化、外国人住民の生活環境充実、意識啓発と社会参画まちの国際化に関する施策・事業の導出 など
4	(仮称)第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・ 第9期宇都宮市介護保険事業計画 (地域包括ケア計画)	高齢者の保健福祉や介護保険、住まいに関する施策・事業の設定、地域包括ケアシステムの深化・推進 など

各分野における基本計画等の策定について

計画名		計画に定める主な事項
絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」		
5	(仮称)第6次宇都宮市障がい者福祉プラン	障がい福祉に関する施策・事業(就労支援, 相談支援, 障がい福祉サービスの充実など)の設定 など
人・モノ・情報が行き交う「地域経済循環社会」		
6	(仮称)宇都宮ブランド基本方針	今後の都市ブランド戦略の役割や範囲, 目指すべき方向性 など
7	(仮称)第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画	本市農業における10年後の目指す姿及びその実現に向けて取り組む施策・事業の導出 など
8	宇都宮農業振興地域整備計画	農業上の土地利用の方向及び農用地利用計画 など
9	(仮称)第4次宇都宮市食品安全推進計画	食品の安全・安心に関する施策・事業の導出 など
10	宇都宮市文化財保存活用地域計画【新規】	市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容 など
CO2排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」		
11	宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想	本市のカーボンニュートラルの推進や処理コストの低減に配慮したごみ焼却施設の検討 など

【各計画の概要】

※法定計画・・・関連法令・条例等に基づき、策定することが義務付けられている計画

計画の名称	第2次宇都宮都市交通戦略（中間見直し）〔総合政策部 交通政策課〕
計画の期間	H31～R10（10か年）
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定から5年が経過し、ICTを取り巻く環境の変化や、SDGsの達成に向けた持続可能なまちづくり、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少などに加え、今年8月にLRTが開業し、バス路線を再編することで、本市の目指すNCCの姿が見える形となるなど、本市の交通を取り巻く環境は大きく変化している。・ このような本市の交通環境の変化を踏まえ、本市の目指す「スーパースマートシティ」の基盤となる「NCC」を着実に構築するため、公共交通の充実・強化、利便性向上、利用促進などを推進していくため、都市交通戦略の中間見直しを行う。
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none">・ 社会情勢の変化や本市の取組状況を踏まえた現行計画の評価、課題整理・ 各施策事業内容の見直し・ まちづくりへの波及効果などを評価する指標の検討
主なスケジュール	令和5年 6月～ 検討組織における検討 庁内：宇都宮都市交通戦略策定委員会 庁外：宇都宮都市交通戦略推進懇談会（計4回を予定） 12月 パブリックコメントの実施 令和6年 2月 庁議付議⇒計画策定（中間見直し）

計画の名称	宇都宮市立地適正化計画（中間見直し）〔都市整備部 NCC推進課〕
計画の期間	H29～R19（概ね20年間）
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、将来にわたり持続的に発展できるNCC形成に向けて、「立地適正化計画」に基づく拠点形成に取り組む中、立地適正化計画の策定（居住誘導区域の設定）から概ね5年が経過し、人口減少や高齢化の進行など社会環境が変化するとともに、JR宇都宮駅東側におけるLRT開業や西側延伸の検討進展、都心部における賑わい創出に向けたウォークブルなまちづくり、ポストコロナにおける住まい方やニーズの多様化など、本市まちづくりを取り巻く様々な環境の変化や課題がある。 こうした環境変化等を的確に捉えながら、引き続きNCCの形成に着実に取り組む必要があるため、都市再生特別措置法に基づく計画の推進状況等に係る調査、分析及び中間評価を行うとともに、それらを踏まえた計画の見直しを行う。
計画に定める主な事項	NCC形成に向けた居住及び都市機能誘導に関する事項 など
主なスケジュール	<p>令和5年 5月～ 検討組織における検討 庁内：立地適正化計画推進委員会 庁外：都市計画審議会</p> <p>11月～ 中間評価及び計画見直し(素案)の取りまとめ 都市計画審議会（諮問） 計画見直し案の取りまとめ パブリックコメントの実施 都市計画審議会（答申）</p> <p>令和6年 2月 庁議付議⇒計画策定（中間見直し）</p>

計画の名称	(仮称) うつのみや多文化共生推進プラン (第4次国際化推進計画) [市民まちづくり部 多文化共生推進課]									
計画の期間	R 6 ~ 1 0 (5 年)									
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 国が人口減少に伴う外国人材の積極的な受け入れに伴い「多文化共生」を強く推し進めている中、本市においても、日本人住民が減少する一方で、外国人住民数は新型コロナウイルスの影響による一時的な停滞はあったものの令和4年には過去最高となり、その割合も高まっていることから、引き続きコミュニケーション支援などの生活支援を含めた日本人と外国人が共生するまちづくりを行っていくことが必要な状況にある。 このようなことから、第3次国際化推進計画において取り組んできた、外国人が地域の一員として活躍し、安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」をより重点的に進めていくため、これまでの基本的な考え方を踏まえ、関連する取組などを中心とした「(仮称) うつのみや多文化共生推進プラン (第4次宇都宮市国際化推進計画)」を策定する。 									
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> 「多文化共生のまちづくり」の実現に向けた基本方針 基本方針に基づく施策・事業の導出 (コミュニケーションの円滑化, 外国人住民の生活環境充実, 意識啓発と社会参画まちの国際化) 									
主なスケジュール	<table border="0"> <tr> <td>令和5年</td> <td>6月～</td> <td>検討組織における検討 (随時関係機関の意見を聴取しながら検討)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月～</td> <td>パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>2月</td> <td>庁議付議⇒計画策定</td> </tr> </table>	令和5年	6月～	検討組織における検討 (随時関係機関の意見を聴取しながら検討)		12月～	パブリックコメントの実施	令和6年	2月	庁議付議⇒計画策定
令和5年	6月～	検討組織における検討 (随時関係機関の意見を聴取しながら検討)								
	12月～	パブリックコメントの実施								
令和6年	2月	庁議付議⇒計画策定								

計画の名称	(仮称) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン〔保健福祉部 障がい福祉課〕 【法定計画】																					
計画の期間	R 6 ～ 1 1 (6 年)																					
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の高齢化・重度化や、介護者の高齢化に伴う「親なき後」の問題が顕在化する中、障がい者が社会を構成する一員として、社会的障壁を感じることなく、地域において自分らしく暮らせるよう、社会的に自立して生活するための支援を強化する必要がある。 このような中、地域共生社会の構築に向け、障がい者の自立及び社会参加、地域生活への支援等に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行プランを改定する。 																					
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉に関する施策・事業（就労支援、相談支援、障がい福祉サービスの充実など）や目標値の設定 <p>（本プランに基づき、障がい福祉サービスの見込量等を定める「(仮称) 第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を策定）</p>																					
主なスケジュール	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="443 868 657 915">令和5年</td> <td data-bbox="657 868 848 915">4月～</td> <td data-bbox="848 868 2527 915">障がい福祉手帳所持者等へのアンケート調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="657 915 848 962">6月～</td> <td data-bbox="848 915 2527 962">障がい者団体との意見交換</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="657 962 848 1009">7月～</td> <td data-bbox="848 962 2527 1009">検討組織における検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="848 1009 2527 1056">庁内：計画策定委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="848 1056 2527 1103">庁外：宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="657 1103 848 1150">12月</td> <td data-bbox="848 1103 2527 1150">パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1150 657 1198">令和6年</td> <td data-bbox="657 1150 848 1198">2月</td> <td data-bbox="848 1150 2527 1198">庁議付議⇒計画策定</td> </tr> </table>	令和5年	4月～	障がい福祉手帳所持者等へのアンケート調査		6月～	障がい者団体との意見交換		7月～	検討組織における検討			庁内：計画策定委員会			庁外：宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）		12月	パブリックコメントの実施	令和6年	2月	庁議付議⇒計画策定
令和5年	4月～	障がい福祉手帳所持者等へのアンケート調査																				
	6月～	障がい者団体との意見交換																				
	7月～	検討組織における検討																				
		庁内：計画策定委員会																				
		庁外：宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）																				
	12月	パブリックコメントの実施																				
令和6年	2月	庁議付議⇒計画策定																				

計画の名称	(仮称)宇都宮ブランド基本方針〔総合政策部 人口対策・移住定住推進室〕
計画の期間	R 6～（終期の定めなし）
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「宇都宮ブランド戦略指針」の策定から15年が経過し、官民（※）を挙げたブランド戦略の推進により、市内外からの「誇り」や「憧れ」が醸成されるなど、取組の効果が発現する一方、人口減少社会へ転換するなど本市を取り巻く環境は大きく変化している。 ・ このようなことを踏まえ、これまでの取組の成果や新たな課題などを踏まえた上で、これからの都市ブランド戦略の役割や範囲、目指すべき方向性などを整理し、今後のブランド戦略にふさわしい指針とするため、「戦略指針」と「アクションプラン」の一体的な見直しを図る。 <p>※ 従前の「宇都宮ブランド推進協議会」は、令和5年度から「宇都宮ブランド推進協議会（市懇談会）」と「宇都宮ブランディングアライアンス（任意組合）」に改組</p>
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の都市ブランド戦略の役割や範囲、目指すべき方向性等 ・ その実現に向けた主要な取組や推進体制 など
主なスケジュール	<p>令和5年 4月～ 検討組織における検討 庁内：宇都宮ブランド戦略統括本部会議 庁外：宇都宮ブランド推進協議会</p> <p> 10月頃 意見書提出)</p> <p> 12月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和6年 2月 宇都宮ブランド統括本部会議に付議⇒計画策定 庁議報告</p>

計画の名称	(仮称) 第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画〔経済部 農業企画課・農林生産流通課〕
計画の期間	R 6～1 5 (1 0か年)
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化・減少の進行に加え，新型コロナの影響等による需要動向の変化，農業資材価格の高騰など，農業を取巻く環境はますます厳しくなっており，不耕作地の増加や農業所得の伸び悩みなど，本市農業の活力の低下が懸念されることから，さらなる取組の強化が必要となる。また，国は，「食料・農業・農村基本法」を見直す中で，「スマート農林業による成長産業化」や「農林水産業のグリーン化」などの新たな施策展開の方向性を示している。 ・ こうした本市農業の課題や環境の変化に的確に対応しながら，持続可能な「農業王国うつのみや」の実現に向けた施策に総合的・戦略的に取り組む必要があるため，計画を改定する。
計画に定める主な事項	本市農業における10年後の目指す姿及びその実現に向けて戦略的かつ重点的に取り組む施策事業（多様な担い手の確保・育成，高収益作物への作付転換促進，生産性向上に向けたスマート農業の普及促進，環境負荷低減に向けたグリーン農業推進の方向性 等）
主なスケジュール	<p>令和5年 4月～ 検討組織における検討 庁内：（仮称）第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画策定委員会 庁外：宇都宮市農業振興対策審議会，宇都宮市地産地消推進会議</p> <p> 1 2月 政策会議 パブリックコメントの実施</p> <p>令和6年 1月 宇都宮市農業振興対策審議会からの答申 2月 庁議付議⇒計画策定</p>

計画の名称	宇都宮農業振興地域整備計画〔経済部 農業企画課〕 【法定計画】																					
計画の期間	R 6～1 5（1 0か年）																					
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産の基盤である農用地等の確保を図るため、概ね10年を見通し、地域の農業の振興を図るために講ずべき施策の具体的な実施の方向を基本計画（マスタープラン）として明確にするとともに、当該施策による効用が十分に発揮されるよう、開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずることを内容とした土地利用計画を定めることにより、農業に関する公共投資等の農業振興地域の整備のための施策を計画的に推進する。 																					
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> 農業上の土地利用の方向及び農用地利用計画 農業生産基盤，農業近代化施設等の整備開発計画 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 など 																					
主なスケジュール	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="448 736 662 913">令和5年</td> <td data-bbox="662 736 866 913">4月～</td> <td data-bbox="866 736 2527 913"> 検討組織における検討 庁内：宇都宮農業振興地域整備計画策定委員会 庁外：宇都宮市農業振興対策審議会 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="662 913 866 1028">11月</td> <td data-bbox="866 913 2527 1028"> 政策会議 宇都宮市農業振興対策審議会からの答申 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="662 1028 866 1085">12月～</td> <td data-bbox="866 1028 2527 1085">栃木県との事前協議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1085 662 1142">令和6年</td> <td data-bbox="662 1085 866 1142">2月</td> <td data-bbox="866 1085 2527 1142">庁議付議</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="662 1142 866 1199">2月～</td> <td data-bbox="866 1142 2527 1199">縦覧及び異議申し立て</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="662 1199 866 1256">3月</td> <td data-bbox="866 1199 2527 1256">栃木県との法定協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="662 1256 866 1329">4月</td> <td data-bbox="866 1256 2527 1329">計画策定・公告</td> </tr> </table>	令和5年	4月～	検討組織における検討 庁内：宇都宮農業振興地域整備計画策定委員会 庁外：宇都宮市農業振興対策審議会		11月	政策会議 宇都宮市農業振興対策審議会からの答申		12月～	栃木県との事前協議	令和6年	2月	庁議付議		2月～	縦覧及び異議申し立て		3月	栃木県との法定協議		4月	計画策定・公告
令和5年	4月～	検討組織における検討 庁内：宇都宮農業振興地域整備計画策定委員会 庁外：宇都宮市農業振興対策審議会																				
	11月	政策会議 宇都宮市農業振興対策審議会からの答申																				
	12月～	栃木県との事前協議																				
令和6年	2月	庁議付議																				
	2月～	縦覧及び異議申し立て																				
	3月	栃木県との法定協議																				
	4月	計画策定・公告																				

計画の名称	(仮称) 第4次宇都宮市食品安全推進計画〔保健福祉部 保健所生活衛生課〕 【法定計画】
計画の期間	R6～10 (5か年)
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全の推進に当たっては、生産から消費までの各段階における食の安全性と信頼性を確保することが最も重要となる。 このような中、本市においては、カンピロバクター等による食中毒は依然として発生しており、予防には、食品関連事業者の食の安全・安心に対する取組だけでなく、市民自らも食の安全に関する知識と理解を深めていかなければならない。また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、令和3年6月にHACCPの制度化などの食品衛生法の大幅な改正があり、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民が抱える課題やニーズも複雑化・多様化している。 ・ 国の動向や本市の状況、市民ニーズなどを踏まえ、市民が安全で安心できる食環境の実現に向け、本市の実情に応じた食の安全確保や知識の普及などの施策・事業を更に推進するため、現行の計画を改定する。
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題に対応するための基本方針や目標の設定 ・ HACCPの定着促進、市民等への食に関する正しい知識の普及促進、食品関係団体等との連携推進などの食品の安全・安心に関する施策・事業
主なスケジュール	<p>令和4年11月～ 食の安全・安心に関する市民等意識調査の実施</p> <p>令和5年 5月～ 検討組織における検討 庁外：食品安全懇話会 庁内：食品安全推進検討委員会</p> <p>12月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和6年 2月 庁議付議⇒計画策定</p>

計画の名称	宇都宮市文化財保存活用地域計画〔教育委員会事務局 文化課〕
計画の期間	R 7～1 1（5 年）
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成 2 9 年度に市内に所在する歴史文化資源について現状や課題を整理し、保存活用の方針を定めた「宇都宮市歴史文化基本構想」を策定したが、ICT など最先端技術の進化、更には気候変動による異常気象や少子高齢化による担い手不足など、本市の文化財を取り巻く環境が変化している。また、平成 3 0 年度には文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画の策定が法制化されるなど、地域の文化財の保存・活用を計画的、継続的に取り組む必要がある。 上記の社会状況の変化等を踏まえ、宇都宮市歴史文化基本構想の理念である「みんなでつなぐ歴史文化の息づく交流都市 宇都宮」の実現を目指し、地域資源となる文化財の保存・活用をより一層推進するための地域計画を策定する。
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> 保存及び活用に関する基本的な方針 市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容 文化財を把握するための調査に関する事項 計画期間の設定 文化財の保存・活用の推進体制 など
主なスケジュール	<p>令和 5 年 6 月～ 庁内検討・外部懇談会・文化庁協議（各 2 回程度）</p> <p>令和 6 年 4 月～ 文化庁協議（2 回程度）・外部懇談会（1 回）・パブリックコメントの実施</p> <p>8 月 庁議付議・文化庁提出</p> <p>1 2 月 文化庁認定予定</p>

計画の名称	宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想〔環境部 廃棄物施設課〕
計画の期間	R 6～（終期の定めなし）
策定・改定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進むクリーンパーク茂原について、必要な修繕・整備工事及び予防保全の実施により、施設の長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保しているところであるが、施設稼働から30年が経過する令和13年度を目途に施設を更新していく必要がある。 ・ このため、次期ごみ焼却施設の処理方式や処理能力、事業手法の方向性等を明確化する、「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」を策定する。
計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の現状及びごみの排出量等の見通し ・ プラスチック製品の分別収集を踏まえた処理能力や施設規模等の基本条件の検討 ・ 整備条件の検討（設備計画・施設配置計画等の整理） ・ 事業手法の方向性の検討 ・ 事業スケジュールの検討 ・ 財政計画の検討
主なスケジュール	<p>令和5年4月 庁議 ⇒策定体制及びスケジュール等の報告</p> <p>9月～ 策定委員会の開催</p> <p>令和6年2月 庁議 ⇒構想策定</p>

「芳賀・宇都宮東部地域公共交通 利便増進実施計画」の策定について

総合政策部 交通政策課

「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」を策定！

令和5年8月のJR宇都宮駅東側における、LRT開業とあわせたバス路線再編の円滑かつ確実な実施に向けて、再編後の具体的な運行ルートや運行本数などの運行計画の詳細を取りまとめた「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」を策定しました。

LRTの開業やバス路線の再編により、公共交通空白地域が解消し、1日当たりのバスの運行本数が増加するなど、定時性に優れるLRTを基軸とした階層性のある公共交通ネットワークが実現しますので、通勤・通学やお出かけの際に、是非、ご利用ください。

1 計画の目的

LRTの開業とあわせたバス路線再編の円滑かつ確実な実施に向けて、再編後の具体的な運行ルートや運行本数などの運行計画の詳細を取りまとめるもの

2 計画の位置づけ

- ・ 宇都宮市総合計画の分野別計画である「第2次宇都宮都市交通戦略」における、目指す公共交通ネットワークの具体化に向けて定めた「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」の目標達成に向けた具体的な事業としての「バスネットワークの再編」の実施計画
- ・ 「地域公共交通活性化再生法」第2条第5号に規定する計画

3 利便増進実施計画の内容等

(1) 計画の構成（法令で規定された計画の記載項目）

- ① 実施区域
- ② 事業の内容，実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 関連して実施する事業等
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(2) 計画の内容

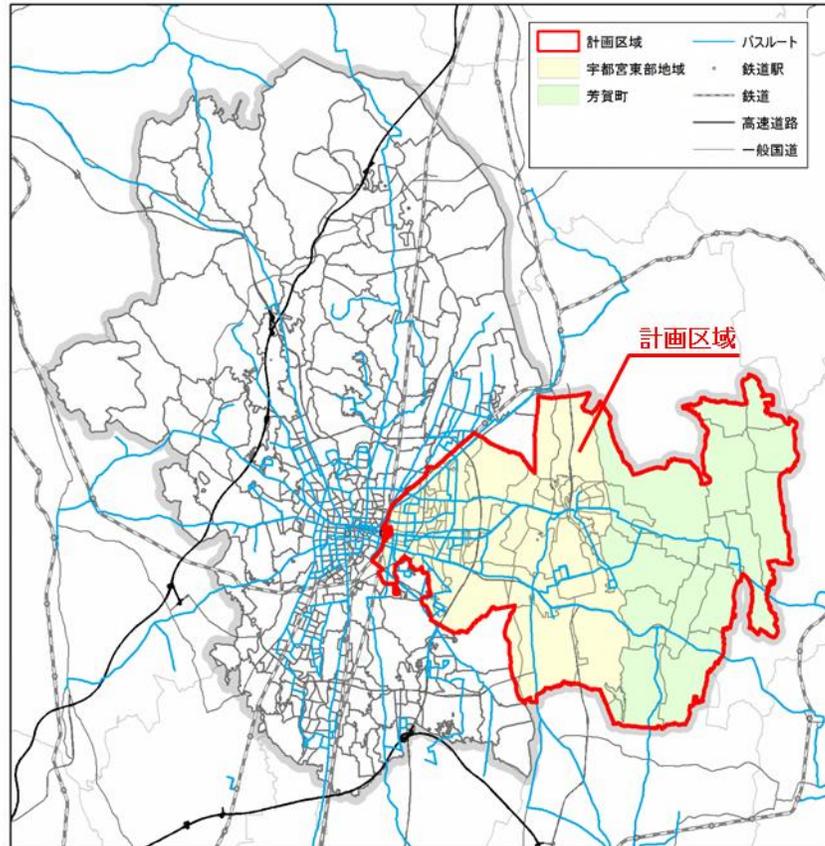
- ・ 「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」概要版・・・・・・・・・・ [別紙1](#)
- ・ 再編内容の概略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [別紙2](#)

計画策定の目的

芳賀町と宇都宮市は、平成27年11月に「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）」を策定し、計画に基づき、基幹公共交通としてのLRTの整備や交通結節機能の強化と併せて、「バスネットワークの再編」に取り組んでいるところであり、再編の円滑かつ確実な実施に向けて、再編後の具体的な運行ルートや運行本数などの運行計画の詳細を取りまとめた「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」を策定するもの。

実施区域

芳賀町全域、宇都宮市東部地域



地域公共交通利便増進実施事業の内容

○ 事業内容

鉄道やLRT、バス、地域内交通が効果的・効率的に連携した、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現のため、LRTの導入と合わせてバス路線の再編を行う。

■ バス路線再編の方向性

① 公共交通空白地域の解消

・ LRTの周辺地域などに存在する公共交通空白地域を解消するため、地域内交通と役割分担しながら、バス路線の新設・拡充を図る。

② 定時性・速達性の向上

・ 定時性・速達性の向上のため、遅延が発生しやすい長大路線の定時性に優れるLRTへの接続を図る。

③ 運行の効率化、公共交通間の役割分担

・ LRTの運行経路と重複するバス路線については、LRTの周辺や郊外部等を運行する支線バスなどに置き換える。
・ 郊外部等の利用者が少ないバス路線については、運行の効率化に向け、地域内交通との役割分担を図る。

④ 事業運営の継続性の確保、経営資源の有効活用

・ バス事業者の継続的な事業運営のため、再編後のバス路線の収支に配慮しながら、車両や乗務員などの経営資源をバス路線の新設・拡充等に最大限活用する。

○ 実施主体

芳賀町、宇都宮市、交通事業者

○ 具体的な再編内容

再編内容の概略図（別紙2参照）

地方公共団体による支援等の内容

(1) 再編後のバス路線の維持・存続に向けた支援

再編により新設するバス路線については、需要の定着に一定の期間を要し、再編初期期においては、運賃収入が不安定となる可能性があることから、運行事業者にとってのリスクを軽減し、再編後のバス路線の維持・存続に向けて、まずは行政が運行主体となり、委託等による運行を行う。（芳賀町・宇都宮市）

(2) 地元住民への説明会等の実施

バス路線再編にあたっては、地元住民に対して、再編によってどのように公共交通ネットワークが変化するのかを示し、理解促進を図る必要があるため、再編後の公共交通ネットワークについて、以下のとおり、周知等を実施

（芳賀町）

町広報紙やホームページ、ケーブルテレビを活用した周知のほか、「道の駅はが」などでのパネル展示や出前講座を実施

（宇都宮市）

市広報紙やホームページによる周知のほか、J R 宇都宮駅東側の地域に対しては、地区市民センターや大型商業施設等でのパネル展示に加え、地区別に住民説明会を開催

利便増進実施計画の期間

令和 5 年度～令和 6 年度（上位計画である「綱要計画」の計画期間と整合）



地域公共交通利便増進事業に合わせて行う事業

実施項目	事業概要	実施主体
LRTの導入	安全で快適な移動手段を確保し、産業拠点の維持・向上や公共交通空白・不便地域の解消、環境負荷の低減などを図るため、自動車利用からの転換を促進する公共交通ネットワークの実現に向け、東西基幹公共交通としてLRTを導入	芳賀町 宇都宮市 宇都宮ライトレール(株)
交通結節機能の強化	LRTを東西基幹公共交通として、様々な交通機関が連携した利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道やバス、自動車などの各種交通との乗り換えが想定される箇所において交通結節機能を強化 以下の5箇所を整備箇所とする。 ・J R 宇都宮駅東口 ・宇都宮大学陽東キャンパス前 ・平石 ・清原地区市民センター前 ・芳賀町工業団地管理センター前	芳賀町 宇都宮市
地域内交通・デマンド交通の導入	郊外部における公共交通空白地域を解消するため、地域を面的にカバーする地域内交通を導入するほか、市街地部においても、既存の公共交通との役割分担、地域特性等を踏まえた生活交通の確保を推進。あわせてLRTやバスとの接続を強化	芳賀町 宇都宮市（地域運営組織と連携）
運賃負担の軽減	利用者の運賃負担軽減を図るため、公共交通間を乗り継いだ際の運賃を割引く「乗継割引制度」の対象範囲を拡大 ・R4年9月～：バスと地域内交通との乗り継ぎのみを対象 ・R5年8月～：LRTとバス・地域内交通との乗り継ぎを対象に追加 ※芳賀町においては、LRTとバスとの乗り継ぎのみを対象	芳賀町 宇都宮市
モビリティ・マネジメントの実施	過度に自動車に依存しないライフスタイルへの転換を図るためには、LRTの導入やバスネットワークの再編に合わせて、公共交通の利用促進を図ることが重要であることから、行政や交通事業者、地域住民・企業等が連携し、様々な機会を捉えて意識啓発を行い、自動車から公共交通利用への転換を促進 【主な取組内容】 ・totra配布 ・バスの乗り方教室の開催 ・バス路線マップの配布 ・公共交通利用促進パンフレットの配布 ・公共交通PRブースの出展 ・出張ライトライン見学会 ・エコ通勤普及促進事業	芳賀町 宇都宮市 宇都宮ライトレール(株) バス事業者 等

事業の効果

事業の効果

公共交通空白地域の解消

・LRTの導入やバス路線再編により、公共交通カバー面積が向上

	現 状	再編後	増 減
公共交通カバー面積 (L + バス + 地交)	137.0km ²	140.5km ²	+3.5km ²
カバー率	95.4%	97.2%	+1.8%

・バス路線の新設により、地域内交通に加え、バス路線でも移動できるエリアが拡大

【バス路線で新たに移動できる目的地】

例 1		例 2		例 3	
出発地	目的地	出発地	目的地	出発地	目的地
ゆいの杜北部	清原TC	辰街道北部	ベルモール	辰街道南部	宇都宮東病院

定時性・速達性の向上

・バスとLRTを接続させることで、速達性が向上

【郊外部からJ R 宇都宮駅までの所要時間（※現時点での試算値）】

停留所名	現 状（バス）	再編後（L + バス）	増 減
清原台3丁目	53分	43分	△10分

運行の効率化、公共交通間の役割分担

・LRTと運行経路が重複するバス路線を支線バスに置き換え、充実させることで、1日あたりの運行本数が増加

	現 状	再編後	増 減
平日	506本	654本	+148本
土曜日	399本	414本	+15本
日曜日・祝日	320本	323本	+3本

※実施区域内における運行本数

・バス路線の運行ダイヤを調整し、等間隔（〇分間隔）での運行を実現することで、利用者の待ち時間を短縮
【国道123号からJ R 宇都宮駅方面に向かうバス路線の運行間隔（日中）】

現 状	再編後	増 減
最大20分	最大15分程度	△5分程度

(3) 再編の特徴

【LRTを基軸とした公共交通ネットワークの実現】

「宇都宮大学陽東キャンパス」や「清原地区市民センター前」などのトランジットセンターを起点として、その周辺の地域拠点や産業拠点等を結ぶバス路線を新設するなど、利便性が向上し、定時性・速達性に優れたLRTを基軸とした階層性のある公共交通ネットワークが実現

【輸送資源の最大活用による運行サービスの向上】

LRTの開業と合わせて、LRTと重複する既存バス路線を再配置するなど、バス事業者が保有する輸送資源を最大限活用することで、公共交通ネットワーク全体として運行頻度が向上するなど、運行サービスが向上

(4) 再編による具体的な効果

① 公共交通空白地域の解消

LRTの導入やバス路線再編により、公共交通カバー面積が向上し、公共交通空白地域が解消

	現 状	再編後	増 減
公共交通カバー面積 (LRT+バス+地域内交通)	1 3 7 . 0 km ²	1 4 0 . 5 km ²	+ 3 . 5 km ²
カバー率	9 5 . 4 %	9 7 . 2 %	+ 1 . 8 %

② 定時性・速達性の向上

バスとLRTを接続させることで、速達性が向上

【郊外部からJR宇都宮駅までの所要時間（※現時点での試算値）】

停留所名	現状（バス）	再編後（L＋バス）	増減
清原台3丁目	53分	43分	△10分

※ピーク時間帯における見込み（LRTとの乗り継ぎ時間を含む）

③ 運行の効率化，公共交通間の役割分担

LRTと運行経路が重複するバス路線を支線バスに置き換え，充実させることで，1日あたりの運行本数が増加

	現状	再編後	増減
平日	506本	654本	+148本
土曜日	399本	414本	+15本
日曜日・祝日	320本	323本	+3本

※芳賀・宇都宮東部地域における運行本数

【運行本数が増加する主なエリア】

- ・平出街道 38本 ⇒ 64本(+26本)
- ・辰街道 7本 ⇒ 26本(+19本)
- ・平出工業団地内 30本 ⇒ 68本(+38本)
- ・清原工業団地内 0本 ⇒ 34本(+34本)

4 スケジュール

- 令和5年 5月～ 国土交通省への認定申請
バス路線再編に向けた準備（バス停の作製・時刻表の更新等，市民周知）
- 7月 国土交通大臣の認定取得
- 8月 LRTの開業とあわせたバス路線再編の実施

東京圏通勤・通学費補助制度の 創設について

総合政策部 人口対策・移住定住推進室

東京圏に通勤・通学する方の新幹線定期券購入費を月額最大1万円補助！

本市への移住定住の促進を図るため、本市から東京圏に通勤・通学する方の新幹線定期券購入費の補助を行う新たな制度を創設いたします。

補助額は月額最大1万円、年間最大12万円で、本市に住みながら、様々なライフスタイルやライフデザインに合った仕事や学びを実現したい方を支援いたします。

今後、申請手続き等の詳細を固め、7月には募集を行う予定ですので、是非、ご活用ください。

【制度の概要(詳細は次ページ)】

1 補助対象者

- ・ 令和5年4月1日以降に本市へ移住し、東京圏に通勤する方
- ・ 本市から東京圏に通勤する新卒者
- ・ 本市から東京圏に通学する学生等(小学校～大学等)

※ 東京圏:埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県

小中学生を含めた東京圏への
通学補助は全国初！

令和5年4月に
遡って補助します！

2 補助率等

新幹線定期券購入に係る自己負担額の1/3, 上限額10,000円/月(通勤手当を除く)

3 申請に必要な書類等

定期券・領収書の写し, 通勤・通学先を証明する書類 など

※ 必要書類を精査のうえ, 今後, 速やかに公表予定

東京圏通勤・通学費補助制度の創設について

【その他、制度の概要】

	移住者	新卒者	大学生等
補助対象者	令和5年4月1日以降に東京圏から本市に転入した方	学校等を卒業後3年以内で29歳以下の新卒者	東京圏の学校等へ通学する29歳以下の大学生等
補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> 補助期間終了後3年間、本市への居住の意思を有していること 東京圏の事業所・学校等に新幹線定期券を利用して通勤・通学（在来線を併用している方も対象）しており、下記の条件を満たしていること 自治会に加入していること、又は自治会に加入している世帯に属していること 		
	<ul style="list-style-type: none"> 週の勤務日の半分を超えて東京圏に通勤していること 本市に移住する直前の1年間、東京圏に在住していたこと 定期券の購入時点及び補助申請時点で住民票が本市にあること 本市の定める「居住誘導区域」に居住していること <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 週の勤務日の半分を超えて東京圏に通勤していること 定期券の購入時点及び補助申請時点で住民票が本市にあること <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学、大学院を含む）、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く。）に通学すること ※学校教育法に規定のある学校等 定期券の購入時点及び補助申請時点で住民票が本市にあること <p style="text-align: right;">など</p>
補助期間	3年間以内	3年間以内	学校等が定める修業年限を超えない範囲
その他	補助期間終了後3年未滿で本市から転出した場合は、補助金の返還を求める		

エコパーク板戸の遮水シートへの損傷に係る対策検討委員会の設置について

環境部 廃棄物政策課

エコパーク板戸の遮水シートの損傷に係る対策検討委員会を設置します。

エコパーク板戸での遮水シートの一部損傷が疑われる事態の発生について、専門的な視点から原因等を検証し、課題等を抽出した上で、施設の特性を踏まえた今後の対策などを検討し、より適切な維持管理体制と緊急対応能力の向上を図るため、「エコパーク板戸の遮水シートの損傷に係る対策検討委員会」を設置します。

1 設置の目的

- ・ エコパーク板戸での遮水シートの一部損傷が疑われる事態の発生について、専門的な視点から原因等を検証し、課題を抽出した上で、施設の特性を踏まえた今後の対策などを検討し、より適切な維持管理体制と緊急対応能力の向上を図る。

2 検討体制

(1) 構成委員

⇒委員長：環境部長， 委員：関係課長， 外部有識者
※外部有識者・・・環境影響， 遮水構造， 施設の維持管理
に係る学識経験者等

(2) 所掌事務

異常検知の過程と対応， 損傷原因等の検証， 再発防止策の検討など

3 スケジュール

5月中旬 委員会の設置

8月中旬 報告書のとりまとめ

エコパーク板戸に係る対応
(4/7記者発表以降)

- ・ モニタリング異常時の対応強化
- ・ 水質検査(周辺部含む) (4/20)
- ・ 止水工事の実施 (5/16予定)

「道路空間における賑わいや憩いの場の 創出を目的としたイベント等の 道路占用ガイドライン」について

建設部 道路管理課

「道路空間における賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等の道路占用ガイドライン」について

道路空間を活用した賑わいづくりをサポートいたします！

本市では、「都心部まちづくりビジョン」の実現に向け、「(仮称)都心部まちづくりプラン」の中間取りまとめを行い、道路など公共的な空間を活用した居心地が良い空間づくりに取り組むこととしている中、イベント等における道路空間活用へのニーズの高まりに対応するため、「道路空間における賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等の道路占用ガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、「行政・地域住民・団体等が一体となって取り組む賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等」の場として、道路空間を活用する際の道路占用許可等の手続を明記したことに加え、各道路管理者や警察など、関係機関等との協議における積極的な支援内容を定めたものです。

本ガイドラインを活用し、イベント等を検討されている方に対して、本市としても、全市域における道路空間の賑わいづくりを円滑に実施できるようサポートしてまいります。

【道路活用のイメージ】



国体開催に併せた学生による飲食店ブースやライブ広場の設置



3×3におけるブースの設置



BASHYAMICHI YARD

「道路空間における賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等の道路占用ガイドライン」について

1 策定の目的

本市では、「都心部まちづくりビジョン」の実現に向け、『人中心のウォーカブルなまちづくり』などを総合的に推進するための「(仮称)都心部まちづくりプラン」を中間的に取りまとめ、道路など公共的な空間を活用した居心地が良い空間づくりに取り組むこととしている。

こうした中、LRTの開業を見据え、歩行の回遊性向上や地域の活性化、まちの賑わいの創出など、魅力あるまちづくりに道路空間を活用することへの期待が高まってきており、全市域において、道路空間を適正かつ積極的に活用することができるよう、ガイドラインを策定するもの

2 ガイドラインの内容

(1) 内容

- ・「道路空間における賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等の道路占用ガイドライン」概要版……[別紙](#)

(2) 特徴

【必要な手続の明示】

イベント等の実施に係る手続を円滑に行えるよう、道路占用許可などの必要な手続について明示

【イベント等の実施に向けた積極的な支援の実施】

道路空間を活用したイベント等の実施が円滑に進められるよう、必要に応じて、各道路管理者との連携や道路の交通規制及び安全確保に関する警察との協議など、積極的な支援(伴走型支援)を実施

1. 策定の目的

① 平成17年通達
「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」



② LRT開業を見据え、歩行者の回遊性向上や地域の活性化、まちの賑わいの創出など、魅力あるまちづくりに寄与することへの期待が高まっている。



賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等に道路空間を適正かつ積極的に活用することができるよう支援する。



道路占用における具体的な基準や留意事項を明文化したガイドラインを策定・公表する。

2. イベント等の基本的な考え方

- ・イベント等が公共性・公益性の観点から、特定の者の利害につながるがないようにすること
- ・イベント等が参加者や他の道路利用者、沿道住民、沿道店舗など多数の関係者の間で十分な合意形成を図ること

3. 道路占用許可基準

【占用の目的】

イベント等が地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となり、道路空間における賑わいや憩いの場の創出などに取り組むことを目的とするものであること

【占用の主体】

- ・地方公共団体
- ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など
- ・地方公共団体が支援するイベント等の実施主体

【占用場所】

- ・道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること
- ・十分な歩行空間（交通量の多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2.0m以上）を確保すること
- ・視覚障がい者ブロックからの距離を60cm以上確保し、利用者の安全を確保すること
- ・占用禁止区域等 など

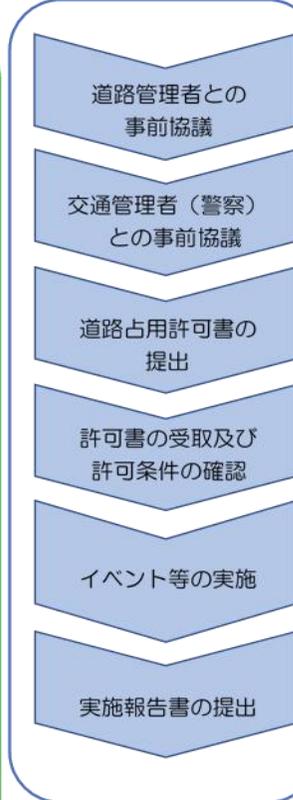
【占用物件の構造】

- ・道路の構造に支障を及ぼさないもので、かつ周辺の景観、美観を妨げるものではないこと
- ・占用物件を設置する際は、道路施設の機能を妨げないこと など

【占用許可の条件】

- ・法令及び本ガイドラインを遵守すること
- ・周辺の美化に努めること
- ・イベント等会場への出入りに当たっては、緊急車両や歩行者等の通行の妨げにならないようにすること など

4. 手順の流れ



5. 申請に必要な書類

- 『道路占用許可申請書又は法定外公共物占用許可申請書』
 - 『道路占用料等減免申請書又は法定外公共物占用料等許可申請書』
 - 位置図・案内図
 - イベント等関係図面（計画平面図など）
 - 道路復旧図
 - 占用物件の構造図
 - 安全対策関係図面
 - 後援名義使用許可決定通知書（写）など
 - 現況写真
 - 公共交通機関の利用計画書
 - 交通案内計画図
 - 交通誘導員配置図
 - 緊急連絡表
 - 『イベント等実績報告書』
 - その他道路管理者が必要とするもの
- ※『 』書類は様式が定まっているもの

6. その他必要な手続

手続名	問合せ先
『道路使用許可』 道路使用や交通規制に関すること	管轄の警察署
『食品催事届』 食品に関すること	保健所生活衛生課
『屋外広告物に関する許可』 看板などの広告物に関すること	建築指導課
『建築許可』、『建築確認』 屋台やキッチンカーなどの設置に関すること	建築指導課
『火災予防に関する届出』 火災予防に関すること	管轄の各消防署や分署

＜道路活用のイメージ＞



国体開催に併せた学生による飲食店ブースやライブ広場の設置



3×3におけるブースの設置



BASHAMICHI YARD

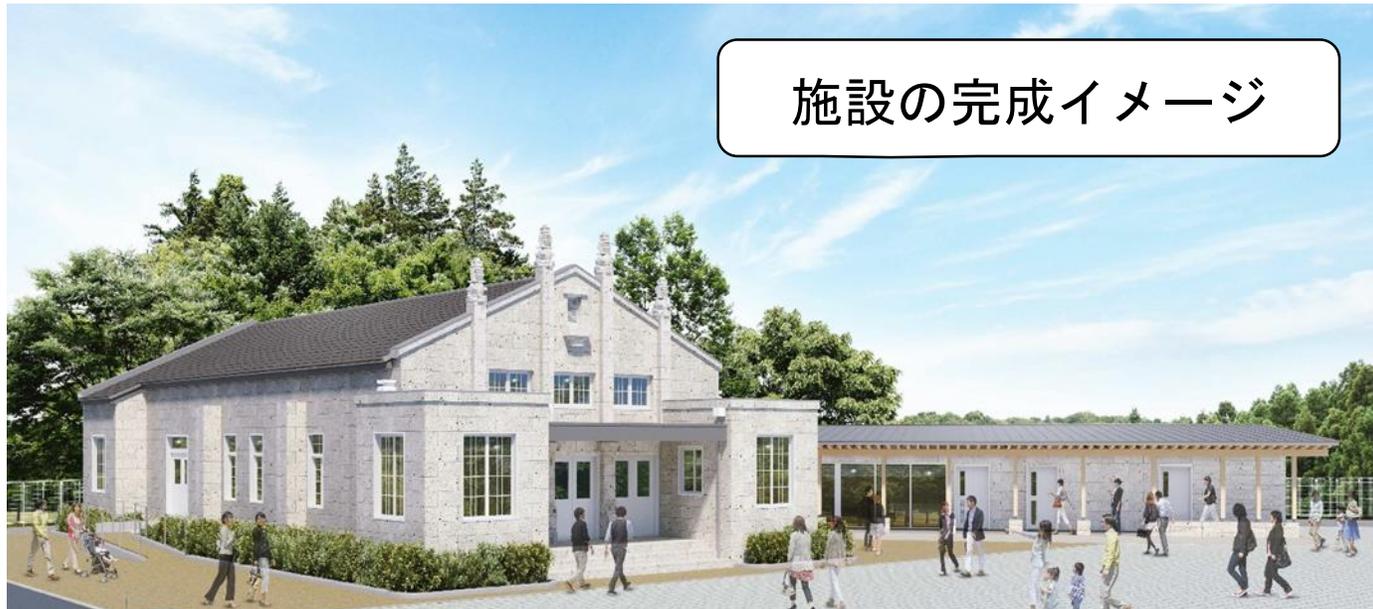
宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の 愛称の投票について

経済部 観光交流課 大谷振興室

5月1日から宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の愛称の投票を実施します

大谷石採取場跡地などの地域資源を活用した観光誘客や、日本遺産「大谷石文化」の認定など、官民連携で地域振興に取り組んでいる大谷地域において、令和5年11月に供用開始を予定している「宇都宮市大谷観光周遊拠点施設」が、市民や利用者の皆様に広く認知され、末永く親しまれ、愛される施設となるよう、市民の皆様からの投票により、愛称を決定します。

投票期間：令和5年5月 1日（月）から
令和5年5月31日（水）まで



愛称候補（ふりがな）	
A	(ろっく がーでん おおや) ROCK GARDEN OYA
B	(おおやこねくと) 大谷コネクト
C	(おーやーど) O-YARD
D	(ふらっとおおや) ふらっとOYA
E	(いしのえきおおや) 石の駅 大谷

1 経過

令和5年2月1日（水）～28日（火） 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の愛称募集を実施

※ 応募総数 252件

令和5年4月11日（火） 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設愛称審査会により、最終候補5案を選出

※ 「観光」、「日本遺産大谷石文化」、「大谷地域」の関係団体に本市を加えた計10名の審査員による審査を実施

2 投票内容

宇都宮市大谷観光周遊拠点施設について、愛称の最終候補の中から一つを選び、投票

3 投票資格

宇都宮市内在住又は通勤・通学をしている方

4 投票方法

(1) WEBからの投票

宇都宮市ホームページ内に設置するアンケートフォームより投票

(2) 投票用紙（周知チラシ兼）による投票 別紙参照（A4資料を配布）

投票用紙に必要事項を記入し、投票箱に投函

※ 投票用紙、投票箱は、観光交流課窓口、各地区市民センター、各市民活動センター等に設置



▲ 市ホームページ

5 決定方法

投票結果を取りまとめ、愛称候補のうち、最多票を得たものを愛称に決定

6 今後のスケジュール

令和5年	5月1日～31日	愛称投票期間
	6月	投票結果の取りまとめ・愛称の決定
	6月下旬	愛称の公表
	7月～	愛称を用いた施設パンフレットや、案内看板等の作成
	11月20日	宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の供用開始（予定）

※ 供用開始にあたって実施予定のオープニングセレモニーにおいて、決定した愛称を考案いただいた方への感謝状及び記念品の授与を予定しております。